平成２５年（フ）第４７５号
広島県大竹市元町４丁目２番４号
破産者　三上　武紀
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５号
徳島県板野郡板野町西中富字菅生195番地５、開始決定時の住所香川県高松市国分寺町国分2262番地４
破産者　荒井　秋代（旧姓小田）
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２１号
香川県高松市国分寺町新居2224番地１
破産者　三木　康弘
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２０６４号
札幌市西区琴似２条５丁目２番24―602号
破産者　山谷早百合
1　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
2　一般調査期日　平成26年４月23日午後２時30分
平成26年２月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３８７号
京都市北区紫野上門前町79番地１、開始決定時の住所大阪市天王寺区上本町９丁目４番５―705号
破産者　木山　　総
1　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
2　一般調査期日　平成26年４月23日午後１時30分
平成26年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７９号
広島市南区皆実町６丁目18番12号
破産者　浜下　博光
1　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
2　一般調査期日　平成26年５月９日午後４時30分
平成26年２月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅６棟22号
破産者　柿原　隆浩
1　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
2　一般調査期日　平成26年５月23日午後２時30分
平成26年２月25日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５３６号
東京都港区虎ノ門４丁目３番10号
破産者　トラベル世界株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後２時
平成26年２月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７号
岐阜市栗野西１丁目116番地
破産者　有限会社たなか物流サービス
1　破産債権の届出期間　平成26年４月８日まで
2　一般調査期日　平成26年６月６日午前10時30分
平成26年２月25日　　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２０号
堺市南区新檜尾台２丁２番１―403号、前住所大阪府和泉市和田町156番地の13
破産者　山本すみ子
1　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
2　一般調査期日　平成26年５月26日午前11時
平成26年２月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
函館市尾札部町784番地
破産者　能戸　　守
1　破産債権の届出期間　平成26年５月30日まで
2　一般調査期日　平成26年７月11日午後４時30分
平成26年２月25日　　函館地方裁判所

債権者集会招集

平成２４年（フ）第５０４号
大阪市大正区千島３丁目６番26号
破産者　有限会社近畿エアコンパーツ
1　期日　平成26年４月15日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０５号
大阪市浪速区桜川１丁目１番11号ルーセントオーデン703号
破産者　髙吉　康孝
1　期日　平成26年４月15日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年２月24日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２００９号
東京都中央区日本橋兜町11番７号
清算株式会社　株式会社ファルマエイト
代表清算人　宗像　敬一
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２６年（再）第４号
大阪市浪速区稲荷１丁目７番４号
再生債務者　株式会社きの伊
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成26年２月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第１０号
東京都大田区久が原２丁目11番７号
再生債務者　光電機産業株式会社
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年４月28日から平成26年５月７日まで
東京地方裁判所民事第20部